

## 千早赤阪村総合計画審議会条例(昭和52年9月19日条例第7号)

最終改正:令和2年12月22日条例第39号

改正内容:令和2年12月22日条例第39号[令和3年4月1日]

## ○千早赤阪村総合計画審議会条例

昭和52年9月19日条例第7号

## 改正

昭和56年3月28日条例第9号  
昭和62年3月30日条例第10号  
平成2年9月12日条例第10号  
平成5年3月9日条例第6号  
平成10年3月31日条例第14号  
平成12年6月2日条例第25号  
平成17年9月28日条例第15号  
平成21年12月22日条例第20号  
平成23年3月16日条例第2号  
平成25年3月12日条例第13号  
平成27年3月27日条例第16号  
平成28年9月27日条例第20号  
令和2年12月22日条例第39号

## 千早赤阪村総合計画審議会条例

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、千早赤阪村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は村長の諮問に応じ、千早赤阪村総合計画に関する事項について調査および審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は委員21人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱、または任命する。

- (1) 村議会が推せんする村議会議員
- (2) 一般村民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 村職員

(任期)

**第4条** 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

**第8条** この条例に定めるもののほか審議会の運営について、必要な事項は村長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**(平成2年9月12日条例第10号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

**附 則**(平成5年3月9日条例第6号)  
この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**(平成10年3月31日条例第14号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**(平成12年6月2日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成17年9月28日条例第15号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**(平成21年12月22日条例第20号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

**附 則**(平成23年3月16日条例第2号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成25年3月12日条例第13号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**(平成27年3月27日条例第16号)  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**(平成28年9月27日条例第20号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**(令和2年12月22日条例第39号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

---